

# 農林水産省新ガイドラインによる表示

## 特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 6 割減

化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 7 割減

栽培責任者 十日町農業協同組合 米穀販売課 内山 剛  
 住所 新潟県十日町市高田町六丁目618  
 連絡先 025-757-1573

確認責任者 十日町農業協同組合 川西営農センター 水落 正  
 住所 新潟県十日町市上野甲194  
 連絡先 025-768-3322

## 節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数	
		使用状況①	使用状況②
シアントラニプロール	殺虫	1回	1回
イソチアニル	殺菌	1回	1回
ピラクロニル	除草	1回	1回
トリアファモン	除草	1回	
フェンキトリオン	除草	1回	
テフリルトリオン	除草		1回
イプフェンカルバゾン	除草		1回
ジノテフラン	殺虫	1回	1回

## 新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

6回	・一般的な栽培	19回
	・県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

1.95kg/10a	・一般的な栽培	6.5kg/10a
	・県認証基準	3.2kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

K22004

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>

※使用された農薬の異なる上記2種類の米(水稻)が混在しています。